基本測量の実施.....

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定......

事者講習の指定..... クリー ニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従

(保健衛生課) ...

(障害福祉課) ...

理

課) :

告

示

目

次

証紙売りさばき人の指定.....

監査結果に対する措置の公表......

事

務

局

六

監查委員

政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出 政治資金規正法による政治団体の解散の届出..... 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出... 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表...... 右 右

選挙管理委員会

右 右

同 同

県三 民 大地

同同

:

:

同同

: :

껃 껃  $\equiv$  $\equiv$  建設業者の許可の取消し.....

県中

公

告

第三千五百七十八号

平成二十四年(水曜日)

青森県告示第六百二十三号

クリーニング師の研修 (以下「研修」という。) 及び同法第八条の三の規定による業 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第八条の二第一項の規定による

務従事者に対する講習 (以下「講習」という。) を次のとおり指定したので告示する。

平成二十四年八月十五日

主催者の住所及び名称

青森県知事

Ξ

村

申

吾

財団法人全国生活衛生営業指導センター 東京都港区新橋六丁目八の二

開催日時及び場所

#### 研修

(会計管理課) ...

午後一時から午後五時まで 県民福祉プ平成二十四年十二月九日 (日) 青森市中央	午後一時から午後五時まで 青森原燃テ平成二十四年十一月十八日 (日) 上北郡東北	午後一時から午後五時まで 八戸市総合平成二十四年十月十四日 (日) 八戸市根城	午後一時から午後五時まで はねやホテ平成二十四年九月二日 (日) むつ市本町	日時
クラザ	クノロジー センター紀町字乙供五八	日福祉会館が八丁目八の一五五	が して しんしょう しょうしょう しょうしょう かんしょう いっぱい しょうしょう しょうしょう かんしょう しょう しょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょう	場所

事

局 ::

껃띡

2

講習

同同同弱

... ...

Ħ. Ħ.

:

午後一時から午後五時まで 平成二十四年十一月十八日 (日)	午後一時から午後五時まで 平成二十四年十月十四日 (日)	午後一時から午後五時まで 平成二十四年九月二日 (日)	日時
青森原燃テクノロジーセンター上北郡東北町字乙供五八	八戸市総合福祉会館八戸市根城八丁目八の一五五	はねやホテルむつ市本町二の七	場

示

Ξ 受講対象者

1 研修

2 県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師

受講申込書の提出先 県内に所在するクリー

ニング所の業務に従事する者

兀

青森市堤町二丁目一六の

受講料 公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

五

2

講習受講料

1

研修受講料

五千円 四千五百円

青森県告示第六百二十四号

の二十四第一号の規定により公示する。 より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定に

平成二十四年八月十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

福人社 祉み会福 会の社 く法 名 指定障害児通所支援事業者 称 字大室平九一のむつ市大字奥内 所 在 地 ビデ放 スイ課 サー 手 種所障 類支害 援児 の通 事障 名 : 害児通所支援事業を行う 称 字大室平九一のむつ市大字奥内 所 在 地 売平 ・成 ☆ 年指 月 日定

青森県告示第六百二十五号

(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、 測量法

平成二十四年八月十五日

作業種類

基本測量 (電子基準点付属標標高取付業務)

青森県知事

Ξ

村

申

吾

作業期間

平成二十四年十月一日から平成二十五年三月八日まで

Ξ 作業地域

下北郡大間町

下北郡風間浦村

下北郡佐井村

青森県告示第六百二十六号

三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により告示する。 青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例 (昭和

平成二十四年八月十五日

売りさばき人の住所及び氏名

青森県知事

Ξ

村

申

吾

むつ市大畑町湊村八八

田村商事株式会社

指定年月日

平成二十四年七月二十七日

Ξ 売りさばき場所

むつ市大畑町松ノ木二一〇の一

公

告

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

第3578号

取消しの原因となった事実

平成二十四年八月十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

\_ 商号又は名称 プラスタラー クドウ

工藤

Ξ 主たる営業所の所在地 黒石市桜木町四四の三

兀 五 取消年月日 許可番号 青森県知事許可 平成二十四年六月二十八日 · 般 一九) 第二〇〇一一五号

取消しに係る建設業の許可

土木、 石 鋼構造物、ほ装、 しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許

1) 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十四年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十四年八月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 さくら工業

氏名 工藤 正樹

主たる営業所の所在地 弘前市大字十腰内字野中二八三

許可番号 青森県知事許可 (般 二一) 第一六九三七号

兀

五 取消年月日 平成二十四年七月二日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

IJ |確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 成二十四年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成二十四年八月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 株式会社グリーンライフみちのく

\_ 代表者の氏名 太田 トモ子

主たる営業所の所在地 弘前市大字石川字平岡一六六の二

許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第二〇〇五一二号

兀 Ξ

五 取消年月日 平成二十四年七月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十四年六月三十日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十四年八月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 東北東京鐵鋼株式会社

= 代表者の氏名 櫻井 憲

Ξ 主たる営業所の所在地
ハ戸市大字河原木字海岸四の一一

許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第三〇〇三一三号

兀

五

取消年月日 平成二十四年七月九日

取消しに係る建設業の許可

建築、とび・土工、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十四年六月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 取消しの原因となった事実

る

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社佐幸建設

代表者の氏名

佐々木

主たる営業所の所在地 八戸市大字鮫町字金屎三五の七

兀 許可番号 青森県知事許可 (特 一九) 第七九三八号

五 取消年月日 平成二十四年七月九日

取消しに係る建設業の許可

んせつ、塗装、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可 大工、左官、 石、電気、管、 タイル・れんが・ブロツク、 鋼構造物、 鉄筋、 しゆ

青

取消しの原因となった事実

七

IJ 確認された。このことが、 平成二十四年七月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十四年八月十五日

商号又は名称

有限会社林塗装

青森県知事 Ξ 村 申 吾

代表者の氏名

届出

Ξ

主たる営業所の所在地 八戸市大字櫛引字櫛引一四の三

兀 許可番号 青森県知事許可 <u>\_</u> 第一七二五二号

取消年月日 平成二十四年七月十七日

五

取消しに係る建設業の許可

土木、大工、左官、とび・土工、石、 ほ装、しゆんせつ、板金、 ガラス、 塗装、 屋根、 防水、内装仕上、 タイル・れんが・ブロツク、鋼構造 熱絶縁、 建具、水

道施設工事業に係る一般建設業の許可

物

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十四年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 届出に

#### 選 挙 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

のとおり告示する。 団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定により政治

平成二十四年八月十五日

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部 以上の市町村の区域又は公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第十二条に規定す

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

1 議院 第一 青森 県参 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	名政治団体の
平 山	氏代表
幸司	名者
中 野	者会計
美智	名任
字前田六二の九	所在地 主たる事務所の
議参員議院	種公職 類の
三平 ・成 ・ <u></u>	年届 月 日出

1区総支部 第一青森県第 国民の生活が
横 山
北斗
地口あゆみ
目二二の三 青森市古川三丁
議衆員議院
11週~ ↓
<u>=</u>

		玉	
つ市支部 民主党青森県む	名が団体の	会議員関係政治団体以外	1 区総支部第二条
 菊 池	氏代	団体以:	横 山
	表	外 の 政	北 斗
憲太郎	名者	の政党の支	地口
中里	氏会計 責	文 部	[あゆみ
優子	任名者		目満二市古川
1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	在地る事務に		の出
三四田の名	所の所		議衆員議院
一 一 で 成	年届月		三 一 中
· 九	日出		辛

# 青森県選挙管理委員会告示第四十八号

より告示する。 の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一項の規定により、次 同法第七条の二第一項の規定に

## 平成二十四年八月十五日

### 青森県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部 以上の市町村の区域又は公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第十二条に規定す

	亩	政治団体の名称
会計責任者	代 表 者	異動事項
山本一男	工藤則保	新
工藤則保	杉本 政蔵	ΙΒ
二四· 七· 五	平 成	年届 月 日出

## 政党以外の政治団体

青森県支部	日本薬業政治連盟	政治団体の名称
会計責任者	所の所在地 地	異動事項
糟谷 幸永	目一五の一青森市造道三丁	新
 上 野 仁	丁目一二の三〇 青森市問屋町二	П
	三平・成	

援会がしんたろう後	政治連盟日本原燃労働組合
所主 のたる 年 独務	会計責任者
むつ市大字田名 の六八 本三四	和田晃久
部字下道四部字下道四	佐藤 拓馬
三四	三
÷	÷
九	ベ

# 青森県選挙管理委員会告示第四十九号

次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定により、

# 平成二十四年八月十五日

# 青森県選挙管理委員会委員長

Ш

村

能

人

## 政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
ふじみらい会	平成三十二十二	平成一部
松森蒿後援会	川田・ 沖・ 鼡	八四。 九。 六
西野陽一後援会	1 11 -  1  -	1120 40 10
沢藤一雄後援会	1 11 -  11 -  11	二四。 七二十

# 青森県選挙管理委員会告示第五十号

り告示する。 金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定によ 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定による資

## 平成二十四年八月十五日

### 青森県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

平成24年8

月15日

빼

紫黑

뺅

査

椺 逥

 $\square$ 

総座る

括にも 前現の

渡金が 資があ

金売る 対対の関係と

者て

認御を以

上の金行上 芸女に、 なまのででは、 なまのでは、 なまのででは、 なまのででは、 ないのでは、 ないのでは、 というというと、 青森県原子力セン

Ø

気りい 需料運る

県用費においなの女技が は他の女技が には対算金がものがある。

い遅がる

て誕生にじ

エピュ

霄

适置

严

1/0

矋 資結果

指

回 미 回

東康

域部

[県民局]

地域健

B

収入未済の解消に努ること。

福祉部 万辺で

(県議会議員)	(公職の種類)届出者の氏名
ふじみらい会	名 資金管理団体の 称
鶴賀谷貴	氏代 表 名者
四豊田三丁目三の一両津軽郡藤崎町大字	所 在 地
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	年届 月 日出

(6)

#### 杳 委

監

# 査結果に対す

## る措置の公表

成24年 (昭和22年法律第67号) 旨の通知があったので、 6 田 6 日付け青森県報号外第37号で公表した監査の結果について、 第199条第12項の規定に基づき、 同項の規定により公表する 빼 森県知事から 例

巡 张

東青地域県民局地域健原 部歳入関係事務運営要綱 「東青地域県民局地域條 でお確認表別に対している。 置の内容 元工商 崇 ıК 撰 \* F 缆底 で括の週 行 無 費にがを会記払って掲計載運 潕 恕 の高記~ 也出 馬船類 確渡帳回 Ŧi. 日出 光 草子 IIII 上北地域県民局地域健 康福祉部 中康南河海 西北地域県民局地域健 康福祉部 到地域県民局地域健 |祉部 B B 収入未済の解消にること。 以る人こ 収る人こ 、 未済の に っ。 、未済の解消にた。 )解消( ſΊ 踨 踨 踨 生活保護等の制度について、利用者に適切な説明を行い十分に理解してもらうことによって、未申告や滞納による債権発生の未然防止に努めている。 返還金が生じた場合は、対象者にその理由を説明し、返還の必要性について理解してものうとともに計画的な返還等が可くれる。 「西北地域県民局地域健康福祉部収入未済金対策要綱」及び「西北地域県民局地域健康合品 出語語とことも終盤収入未済金対策要領」等に基づさ、児童扶養手当等・民生負担金・生活保護の各未収金別に「滞為が高が電が職が、を開催し、別庭訪問や電話等による拠人指導の強化、債権発生を未然に防止する収組を引き続きました。 康福祉部福祉総室収入未済金対策要領」等に基づき、滞納者対策会議を開催して効果的な指導方策を検討するとともに家庭訪問等による納入指導を強化するほか、債権発生を未然に防止する収組を実施し、収入未済の解消に努める。

した。 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づく事	建設工事に係る資材 の再資源化に関する法	下北地域県民局地域農林水産部
農村整備担当次: る事務を確認・周; 等を適正に押印す:	公印等の取扱いが適 正でないものがある。	上北地域県民局地域農 林水産部
契約手続の審査体制を強化 し、事務処理手順に誤りのな いよう万全を期すこととした。	需用費において、歳 出科目が誤っているも のがある。	西北地域県民局地域農 林水産部
行政財産使用期間について、期間満までに文書で通知でした。	行政財産の使用許可手続が遅延しているものがある。	
公印の適正な使用に 再度周知徹底した。	公印等の取扱いが適 正でないものがある。	中南地域県民局地域農 林水産部
職員に対して関係 遵守を指導するとと 部審査体制を強化し 事務処理に努めるこ	使用料及び賃借料において、契約手続等がおいて、契約手続等が適正でないものがある。	青森県立あすなろ医療 療育センター
発織しこ 職防の、と 場上不適と	委託料において、契 約手続が適正でないも のがある。	青森県動物愛護センター
「下北地域県民局地域健康福祉部収入未済金対策要綱」及び「下北地域県民局地域健康高い「下北地域県民局地域健康福祉に、古総室収入未済金対策要領」に基づき、半年にに対策要領」に基づき、半年にに対策会議を実施し、ケースにとに処遇方針を定め、収約に努めている。 今後とも、収入未済解消に努めるとともに、債権発生の決然の上に努めていくこととした。	収入未済の解消に努めること。	下北地域県民局地域健康福祉部
が発生しないよう指導している。また、収入未済が生じた時は、「上北地域県民局地域健康福祉部収入未済解消対策要論、等に基づき、収入未済対策の余端に基づき、収入未済対策分議に超り、未納ケースの分析と具体的対策の検討を行い、対象者に粘り強く納入措は、対象者におり強く納入措導を行うこととしている。		

西北地域県民局地域整 備部	中南地域県民局地域整 備部				
収入未済の解消に努めること。	収入未済の解消に努めること。	工事請負費において、 最低制限価格を誤って いるものがある。	委託料において、事務手続が適正でないものがある。	公印等の取扱いが適 正でないものがある。	律に基づく事務手続が適正でない。
県営住宅の使用料については、	県営住宅等の使用料については、 青森県県営住宅等家賃 では、 青森県県営住宅等家賃 滞納整理事務処理要領に基づ き、個別訪問による納付指導 と督促の徹底により未納解消 に一層努めることとした。	最低制限価格の算定に当たっては、最新の通達等との突合では、最新の通達等との突合を実施するとともに、職員相互によるチェックなど内部チェック体制を強化することとした。また、職員には事務処理に誤りのないよう周知徹底した。	業務の進捗状況を入力したエクセルの表を所属内で共有エクセルの表を所属内で共有し、職員相互によるチェックなど内部チェック体制を強化することとした。また、職員には事務処理に誤りのないよう周知徹底した。	起案文書等決裁区分に注意 し、公印の取扱いを適正にす るよう周知徹底した。	務手続(対象工事の下北地域県民局地域整備部への通知)について、起案文書等の決裁について、起案文書等の決裁段階での職員相互によるチェックなど内部チェック体制を強化することとした。また職員には事務処理に誤りのないよう周知徹底した。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行